

第27回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	平成28年11月29日(火) 午後3時30分～午後4時40分			
開催場所	新潟市役所 本館6階 第4委員会室			
	委員氏名	出・欠		備考
会長	西村 伸也	出		
会長職務代行	岡崎 篤行		欠	
	橋本 学	出		
	村山 和恵		欠	
	増子 和美	出		
	中村 美香	出		
	砂田 徹也	出		
	薄田 恵子	出		
	近藤 武雄	出		議事録署名
	松浦 和美	出		
	本間 初美	出		
	渡部 幸之助	出		
	番場 優	出		
	池田 洋子	出		議事録署名
	渡邊 英慎	出		
	早福 弘		欠	
	大関 弘之	出		
	原山 茂		欠	

(清水まちづくり推進課長補佐)

ただいまから、「第 27 回新潟市景観審議会」を始めさせていただきます。

本日は、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議の進行を務めさせていただきます、まちづくり推進課長補佐の清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、第 14 期の「新潟市景観審議会委員」への委嘱状の交付についてでございますが、皆様の机の上に委嘱状を置かせていただきました。大変恐縮ではございますが、これをもちまして交付に代えさせていただきますと思います。

なお、任期につきましては平成 30 年 8 月 31 日までとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会議に先立ち、都市政策部長の大勝よりご挨拶を申し上げます。

(大勝都市政策部長)

改めまして、皆さんこんにちは。新潟市都市政策部長の大勝と申します。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年の第 26 回景観審議会において、新潟市において歴史文化が集まる旧齋藤家別邸周辺地区の景観重要建築物の指定等についてご審議をいただき、3 件の景観重要建築物を指定することができました。今回は第 27 回ということでございますが、これまでの 2 年間の景観審議会の任期が終了し、改選後初めての審議会ということになります。このたびは公募委員の 3 名をはじめ、新たに 7 名の委員の皆様をお迎えし、11 名の方に再任していただいております。また、今期は景観審議会発足当時の平成 4 年からの景観審議会委員であり、昨年まで景観審議会委員長を務められた大熊孝先生が退任されて最初の審議会となります。今日の議題として、まず前大熊委員長後の会長選出からお願いすることになるかと思えます。皆様には今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

さて、公式的なご挨拶はここまでとして、新しい方もおりますので、私が都市政策部長となって感じている景観について語らせていただきたいと思えます。私は市役所に入って 32 年くらいになります。入庁して最初の頃に、まちをよくするという取組みの中に景観という概念があると先輩から言われました。当時、横浜の都市デザイン室というところがございまして、まさにみなとみらい 21 の取組みを進めている時代でした。その先輩はワインが大好きな方で、景観をワインに例え、こうおっしゃいました。大ちゃん知ってる？美味しいワインには二つの香りがある。一つはブーケといってもともとブドウの品種が持っている香り。もう一つはそれを熟成させて出てくるアロマという匂い。このブーケだけだとブドウの香りになってブドウジュースになってしまう。よいワインというのは、そこにいかに熟成させてい

いものを加えていくか。それが二つそろったときに素晴らしいワインになれると。景観もそれと同じだと。新潟もその当時開発が一番進んでいく時代だったのですが、よく見てご覧、新潟は四季が非常に美しいまちなんだ。海もあって、田んぼの中には屋敷林や神社、お寺の大きな森があると。そういうものも一つ一つ大切なものだし、また、通りの名前にも一つ一つ歴史があると。これも大きな意味では、まちを構成する景観の一つのデザインにもなるのだというような話を先輩から聞いた時代があります。

先日、松江に行ってきました、女房と松江城の周りのお堀を船で散策しました。橋の下の裏まで考えてまちをつくっていました。新潟のまちもこれからといいますか、大きな山がありまして、本日の議題でも触れますが新潟駅の連続立体交差事業というのがございます。また、今、私ども都市政策部で力を入れようとしているのが、これは新潟市だけではなくなかなか手を出せないところだったのですが、みなとです。やはり新潟のまちなかを語るときに、駅から古町までをどうするのかという議論が結構ありました。これは大熊先生からの受け売りですが、萬代橋を中心に都心軸があり、そこに大きく交差する時間軸というものがあって、さらには自然軸というものが交わっている。つまり、まちの歴史を司る時間軸、信濃川・みなとという自然軸が萬代橋に交わる。これが新潟の特徴なのだと。これをどのように生かすかがこれから求められるのだといった話を飲みながらしたことがあります。

今まで新潟の景観行政というのは果たして100パーセント百点満点だったかということ、ちょっと違うかなというような反省も込めて、別に決して何もしなかったというつもりはございませんし、私の先輩も一生懸命やってきたところでございますが、私も部長職になり、今回、新しい委員をお迎えして新潟のまちづくりを進めていく中で、この会が自由な議論ができるような雰囲気、未来の子どもたちに引き継げるような討議を重ねて、新潟のまちは面白いね、こんなところがあるよということを訪れた人にも、住んでいる人にも言えるようなまちになったらいいなと思っています。前半固くなりましたけれども、後半はそんな思いで私もぜひ参加させていただきたいと思っておりますし、また、事務局として、ご議論いただいたことについてはロッカーの中に入れずに、実現すべく役目を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(司 会)

次に、景観審議会委員のご紹介に入りたいと思います。

改選に伴いまして委員の交代もございましたので、順番に自己紹介をお願いしたいと思います。西村委員のほうから順番にお願いできますでしょうか。

(西村委員)

新潟大学で建築の設計を教えております、西村と申します。よろしく申し上げます。

(橋本委員)

新潟大学でデザインの指導をしております、橋本と申します。新潟市景観アドバイザーを6～7年務めております。景観審議会は初めてとなります。よろしくお願いいたします。

(増子委員)

今回初めて参加させていただきます、日本ユニバーサルカラープランナー協会の増子と言います。前任の高松から引き継ぐかたちで参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

(中村委員)

NPO 法人まちづくり学校の中村美香と申します。よろしくお願いいたします。まちづくりの人材育成を主にやっております。

(砂田委員)

砂田徹也と申します。新潟県弁護士会所属の弁護士になります。よろしくお願いいたします。

(薄田委員)

消費者協会から来ております、薄田と申します。よろしくお願いいたします。

(近藤委員)

公募委員の近藤武雄と申します。退職してから西区の自治協議会委員を4年間務めました。そのときはBRTの導入に対して住民の方によく理解していただくなかで、最適なバス路線について協議を行いました。今回初めて参加させていただくこととなりますが、審議会のお力になればと思います。よろしくお願いいたします。

(松浦委員)

こんにちは。公募委員の松浦と申します。普段は仕事でデザイン会社に勤めております。鳥屋野瀬という水辺のすぐそばにオフィスを構えております。水辺の空間を自分たちでつくっていくような、人の営みで景観が成り立っていくような取り組みをしたいと思ひまして、地域ブランディング事業と名付けて、いろいろと取り組んでおります。よろしくお願いいたします。

(本間委員)

公募委員の本間初美と申します。よろしくお願いいたします。普段は会社員をしておりますが、ボランティアでしろね大塚タウンガイドを今年から初めまして、そのガイドをするにあたって白根の町屋のことなどを勉強しましたら、非常に楽しくて興味深く、今回の公募の話をいただき、自分の勉強になったらと思ひました。よろしくお願いいたします。

(渡部委員)

建設業協会の渡部と申します。引き続きよろしく願いいたします。

(番場委員)

番場優と申します。新潟県建築士会新潟支部の所属となっております。引き続きよろしく願いいたします。

(池田委員)

新潟県広告美術業協同組合から来ました。私個人的には看板業の仕事をやっているんですけども、経営の方は譲って、現在は会長という立場にいますが、このような機会を通じ、まちづくりを行政、市民一緒の目線で考えることは何か勉強になるだろうし、また、アドバイスできるかなと思ひ、お受けしました。よろしくお願いいたします。

(渡邊委員)

新潟市造園建設業協会では理事長をやっております渡邊と申します。引き続きよろしくお願いいたします。

(大関委員)

関係行政機関として北陸地方整備局から参りました、大関と申します。前回に引き続きよろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

なお、新潟大学工学部教授の岡崎篤行様、新潟青陵大学短期大学部助教の村山和恵様、一般社団法人新潟県商工会議所連合会専務理事の早福弘様、新潟県新潟地域振興局地域整備部長の原山茂様におかれましては、本日もご欠席であることをご報告いたします。

次に、事務局より自己紹介をさせていただきます。

(事務局)

まちづくり推進課都市デザイン担当の細貝と申します。よろしくお願いいたします。

同じく都市デザイン担当の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

都市計画課の丸山と申します。よろしくお願いいたします。

同じく都市計画課の小林と申します。よろしくお願いいたします。

まちづくり推進課の中山と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

それでは、会議に入る前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。まず、次第でございます。次に、第14期新潟市景観審議会委員名簿でございます。次に、新潟市景観計画新潟市景観条例の冊子でございます。それと、景観関係法令集になります。次に、屋外広告物関係法令集、新潟市屋外広告物条例のあらまし、最後に報告ということで、「ミズベリング

信濃川やすらぎ堤について」というパワーポイントの資料になります。全部で7部になりますが、不足等ございませんでしょうか。

次に、会議の進め方についてご説明させていただきます。本会議は議事録作成のために録音しております。ご発言の際には、皆様のお手元にありますマイクのボタンを押して、ランプの点灯を確認した後、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたら、またスイッチを押してランプを消していただきますようお願いいたします。

なお、本会議は公開することになっております。作成した議事録はホームページなどに掲載させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議事に入ります。

本日は第14期景観審議会として初めての会議でありますので、会長選出までこのまま事務局で議事の進行をさせていただきます。

まず最初に、本日は撮影を希望する方がいらっしゃいますが、許可することによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、撮影の許可をいたします。

本日の審議会は18名の委員のうち、14名の方がご出席でございますので、新潟市景観審議会規則第5条第2項の規定により、委員定数の半数以上が出席していますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事1「審議会会長および会長職務代行者の選出」に移りたいと思います。新潟市景観審議会規則第4条第1項の規定に基づき、会長の選出および会長職務代行者の指名を行いたいと思います。会長は委員の互選により定めることになっておりますが、これまで長期にわたり会長をお務めいただいた大熊前会長より、後任として西村委員を推薦したいとご意見をいただいております。皆様もしよろしければ、西村委員を委員の互選による会長選出としたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。異議なしということでございますので、西村委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、西村委員には会長席にお移りいただき、一言ご挨拶をお願いいたします。

(西村会長)

皆様から会長に指名していただいた西村です。よろしく申し上げます。大熊先生ほどうまくはいかないかもしれませんが、何かあったら、気がついたら躊躇なくいろいろなご意見をお申し付けください。よろしく申し上げます。皆さんと一緒に新潟の景観をできるだけ良く

していこうと考えております。これまでも私は景観アドバイザーを何度かやりましたけれども、できるだけ景観アドバイザーが持っている課題と審議会の議事がリンクできるように考えながら、現実の問題を少しずつ解いていこうと考えておりますので、ぜひご協力ください。よろしく申し上げます。

(司 会)

ありがとうございました。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。

会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

(西村会長)

まず、議事次第を見ていただいて、今日の議事は2件あります。報告が1件です。その前に、最初に新潟市景観審議会規則第4条第3項により、14期の景観審議会における会長職務代行者を指名させていただきます。これは会長が指名することになっていきますので、私から指名します。今日ご欠席なのですが、新潟大学の岡崎先生を指名したいと思います。彼は都市計画で景観が専門ですので、代行としてふさわしいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。

次に、新潟市景観審議会運営規定第3条によって、議事録署名員を決めさせていただきます。議事録署名員には事務局が作成する議事録の内容を確認し、ご署名いただくこととなります。今回は近藤委員と池田委員にお願いします。よろしく申し上げます。

議事は2題で(1)が終わりました。それで2番目です。議案の2「新潟駅前屋外広告物のあり方について」です。まず事務局からご説明いただいて、皆様のご意見をいただきたいと思います。それではよろしく申し上げます。

(事務局)

それでは、私、都市政策部まちづくり推進課の細貝より議題2「新潟駅前屋外広告物のあり方について」説明したいと思います。よろしく願いいたします。

スライドに映っております写真は、今年の7月に撮りました新潟駅の写真になります。まずはじめに、背景・課題ということで、今回の議題を取り上げる理由について説明したいと思います。まず、現在の新潟駅周辺の現況としましては、新潟駅の連続立体交差事業が進められておりまして、駅周辺ではビルの建て替えが予定されているなど、建物の更新時期を迎えています。一方で、本市景観計画による基本方針としましては、新潟駅周辺は新潟市の顔である商業・業務地景観として位置づけておりまして、周辺環境と調和したにぎわいがあり、文化が感じられるまちづくりを行うということが謳われております。それらを踏まえまして、

新潟駅周辺は駅舎だけでなく、民間施設も含めたまちづくりが必要ではないかと考えております。

その中で景観行政として何ができるのかということを考えていく中で、新潟駅周辺の景観を構成する要素として、屋外広告物は影響が大きいと考えております。そこで、新潟駅周辺にふさわしい屋外広告物のあり方が必要ではないかということで、今回の議題に挙げました。その議題を解決するためには、関係者との協議等さまざまな問題が挙げられます。そういったことを含め長期的に継続して取り組んでいくことが必要になります。そこで課題に対する取組みとして、今回としましては、新潟駅前の屋外広告物の現況を把握、整理し、他都市では駅周辺の屋外広告物を一体どのように考えているのかということで、主にインターネットを活用して調査することにしました。また、屋外広告物といいましても、ご覧のようにさまざまな種類があります。そういった中でも新潟駅周辺の屋外広告物の多くを占める、赤で囲っている屋上広告や突出広告、壁面広告に着目して調べてみることにしました。

まず初めに、新潟駅周辺の屋外広告物についての規制状況を見てみますと、新潟市内全域一律の規制によって屋外広告物が設置されておりまして、先ほど挙げました、今回調査の対象となっております屋上広告、壁面広告、突出広告に対してはそれぞれ定量的な基準が設けられております。一方で、万代シテイは広告物を積極的に活用する広告物活用地区として指定されております。

それでは実際の状況を写真で見えます。こちらが現在の駅周辺の写真になります。万代口を出て正面に見える東大通りに位置するこちらの建物は、屋上広告や壁面広告が少し目につきやすい印象を受けます。続いて、こちらは万代口を出て右手側に見える東大通りの写真になります。こちらも屋上広告や突き出し広告が目につくような印象を受けます。

一方で、それでは新潟市の規制が、現在どのようなものであるのかを分析するための材料、あるいは今後の本市の参考として、他都市では駅周辺の屋外広告物をどのようにとらえているのか調査を行いました。調査都市は政令市に北陸の富山、金沢を加えた22都市になります。その選定理由としましては、まずは規制内容を全国的に網羅するという考えから政令市を取り上げまして、また、近隣都市でいち早く駅舎の整備が完了した都市として、富山市と金沢市を取り上げました。

調査していく中で、駅周辺の屋外広告物に対する考え方として大きく三つに分類されることが分かりました。

一つ目は、駅周辺を整然としたエリアと位置づけまして、駅周辺に特化した地区を指定して、屋外広告物の規制を厳しくしている都市。二つ目が、駅周辺を賑わいのエリアとして位置づけ、市全域を用途地域によってエリア分けした中で、駅周辺を商業地域として規制を緩

くしている都市。三つ目が、駅周辺に対し特段位置づけをせず、市全域一律の規制を設けている都市。これに現在の新潟市も該当しています。

三つの中で、二つ目の用途地域の商業地域として、駅周辺を位置づけている都市が多く、このことから駅周辺を賑わいのエリアとして捉えている都市が多いと考えられます。

具体的に駅周辺を整然エリア、賑わいエリアとして位置づけているところは、新潟市の規制と実際どのように異なるのか、今回、整然エリアの代表として川崎駅周辺、賑わいエリアの代表として岡山駅周辺の規制状況をもとに比較してみました。

まずはじめに屋上広告について見てみます。川崎駅周辺は屋外広告物を禁止していることから、新潟駅周辺に比べるとやはり厳しいということが分かります。一方で、岡山駅周辺と比較してみますと、屋上広告の高さについてはあまり変わりはありませんが、岡山駅周辺は面積制限がないことから、新潟駅周辺と比較すると緩いのではないかとということが分かります。これらを踏まえまして、屋上広告においては、駅周辺の捉え方によって明確な基準の差があると思われまます。

続きまして、壁面広告について見てみます。川崎駅周辺の壁面広告の上端の高さは、地上から壁面の上端までの高さを指し、自家用広告においては12m以下の規制、また、面積は壁面の1/4以下の規制が設けられておりまして、あまり新潟とは変わらない様子です。しかし、自家用広告物以外については、高さ12m以下の壁面に対しては広告の総表示面積を壁面の約5%にしなければならないということや、また、看板の縦とか横の大きさにも制限が設けられていることから、川崎駅周辺というのは総体的に新潟駅周辺よりも厳しいことが分かります。一方で、岡山駅周辺の壁面広告の上端の高さというものは、高さ51m以下と非常に大きく、壁面広告の面積も設置する建物の壁面面積が200㎡以上の場合ですと、壁面の1/4以下ということで同じですが、実際には壁面面積200㎡未満の建物が多いことから、その辺に着目して見てみますと、100㎡以上200㎡未満の建物の場合ですと壁面の1/3以下、100㎡未満の建物の場合ですと壁面の1/2以下となっております。こういったことから、新潟駅周辺に比べると、岡山駅周辺のほうが緩いのではないかとということが分かります。つまり、壁面広告においても、駅周辺のとらえ方によって、明確な基準の差があると思われまます。

最後に、突出広告について見てみます。岡山駅周辺の道路からの広告の出幅は、新潟駅周辺に比べると小さいですが、ほかの基準を見てみますと、川崎駅周辺も含め、あまり変わらないように思われまます。こういったことから、駅周辺をどうとらえるかということに限らず、同じような規定を設けていることが分かります。

それでは、以上を参考に、実際の写真を見てみたいと思います。こちらが川崎駅の西口駅前北地区という、先ほど挙げました規制が設けられている地域なのですけれども、商業施設

に設置された壁面広告というのが小さくまとまっておりまして、すっきりとした印象を受けます。続いてこちらが岡山駅周辺の東口を出てすぐのところの写真なのですが、このように屋上広告とか壁面広告が建物全体を覆っているような印象を受けます。

最後に、もう一度、新潟駅の写真をお見せします。

以上を踏まえまして、他都市との比較により、新潟市の実際の規制状況をみますと、まず屋上広告においては、禁止まではいかないのですが、それなりに規制されているような印象を受けます。次に壁面広告に着目してみますと、先ほども挙げたように都市による差があります。川崎は厳しくしていたり、一方で岡山は緩くしていたりと、都市による差が大きいということから、まだ新潟も規制の余地があると考えられます。最後に突き出し広告について見てみますと、都市による差がほとんどないということから、課題としては小さいように思われます。

今後の方向性として、本市としても駅前の屋外広告物を、実際にどういうふうにしていけばいいかが定まっていない状況にあります。そこで、新潟駅前の広告物はどうあるべきか、今回お越しいただいた審議会委員の皆様の率直なご感想やご意見をお聞かせいただければと思います。

(西村会長)

ありがとうございました。

それぞれのまちの事情と歴史があって、そのうえでどのように景観をつくっていくかということは異なるかもしれませんが、今ご説明いただいた件で、何かご意見があれば伺います。いかがでしょうか。

(増子委員)

ユニバーサルカラープランナー協会の増子です。

駅周辺もそうなのですが、駅自体はどうあるべきかということで意見させていただきたいと思います。現在、駅の屋上広告が大変目立つ現状にあると思います。JRの所有物ということは重々承知なのですが、それを意見して先方にどれだけ受け入れていただくかということは大変難しい問題であるとは承知しています。しかし、新潟駅を新潟の陸の玄関口、顔として考えてみていただければいいかと思うのですが、駅の外観を比較するために同じ政令指定都市の駅の外観をネットで検索して見てみると、屋上広告を設置しているのは新潟市のみでございました。賑わいと景観の両立を図って、質という観点から駅を見た場合、屋外広告をはじめ駅舎の広告物のあり方を考えてみていただければと感じた次第でございます。

(近藤委員)

私は今回初めてで、今、スライドについて説明ありましたが、できれば前もってス

ライドの資料をいただいて、これについて意見をいただきますという話をしてから会を開催していただければと思います。私はスライドの資料があれば、事前に自分で調べて比較しながらの意見も出るのですけれども、もう少し配慮していただきたいと思います。スライドの説明に対しての回答ではないのですけれども、いきなりどうしたらいいでしょうかと言われても、我々素人には厳しいという気持ちです。

(西村会長)

ありがとうございます。事前に資料をくださいということですね。できたら次回からお願いします。できないこともあるかもしれませんが、できる範囲で事前に配付することによってさせていただきます。

(中村委員)

中村です。少し教えていただきたいのですけれども、川崎の場合どのような理由で規制を厳しくしているのか。それによってメリット、デメリットや市民の反応についてもお伺いしたいです。また、富山や金沢についても少し触れていただければと思います。

(事務局)

まず川崎市なのですけれども、以前に再開発の関係で景観に配慮しながら駅周辺のハード面の整備を終えました。しかし、それらを維持するための規制がないことから、駅周辺に特化して景観計画の特定地区ということでエリアを指定しまして、そういった中で広告物についても厳しく指定してるといった経緯がございます。

続きまして、富山や金沢市の規制の内容ということですが、富山市につきましては市全域を用途地域に基づいてエリア分けしまして、駅周辺は用途地域のあくまで商業的なエリアということで、駅を賑わいのエリアとしてとらえている状況であります。また、一方で、道路から突き出している広告物が景観を阻害している状況がございましたので、駅周辺を含むエリアということで、広告物景観形成地区に指定しまして、中身としましては、屋上とか壁面に対しては厳密なルールはないのですけれども、突き出し広告については道路に突き出さないようにするといったルールを設けております。

続いて金沢市なのですけれども、金沢市は先ほど三つのタイプの中で例外といいますか、市全域を地域の街並みなどによって細かくエリア分けをしております、駅周辺でも伝統的な古い街並みについては禁止区域ということで広告物を規制している一方で、新しくできた商業エリアについては、もう少し緩めの許可地域ということで制限を設けております。具体的には少し細かいこととなりますので、ざっくりとした概要ということでお答えしました。

(西村会長)

今のご質問は金沢駅と富山駅はけっこうきれいな駅舎ができていて、なおかつ、景観的に

も成功している。がちやがちやした看板も出ていないと。それはどういう行政の指導や基準に結びついているかというところを重点的に話してみてください。

(事務局)

今回はあくまで各都市が駅をどのようなにとらえているかということで調査をしておりますので、厳密にそこまで深掘りはしてない状況であります。

(中村委員)

都市間競争というか、まちの生き残りをかけているというところで、新潟の顔をいかにしてつくっていくのか。どのように考えているからこういうことを目指そうというコンセプトがしっかりしてこないといけないところだろうと、駅前には特にそう感じているわけです。今ほど西村先生からもご指摘がありましたけれども、富山と金沢がどのような意識でそこに規制をかけ、実際に行政がどのような指導を行っているのかというあたりも詳しくお聞かせいただけるとありがたいと思います。

(西村会長)

宿題ということでよろしいですか。宿題をいただきました。

(池田委員)

仕事柄屋外広告をやっています。戦後70年の間に、戦後インフラ事業をどんどん行政がやる中で、JR、県、市も駅舎やそれに対するサイン関係など、いろいろなことを見据えてなかったのではないかと思います。行政は行政で市民の安全のために新潟駅をどうするか、また、JRはJRで広告で儲けるにはどうしたらいいかを考えていろいろやってきた。ところが今新潟駅も変わりつつありますよね。専門家の方たちが計画して、収益のための看板はどのようにしたらいいかといった計画が水面下であると思うのです。

ただ、今の時代、市民の声も大事だと思います。例えば京都へ行けば、神社などが多くありますから、それを守るために広告の規制がある。やはりいろいろな県で明確なコンセプトが市民に分かるように示されていますよね。これから新潟市もそれをやられるのだと思います。ただ、現在のような新潟駅の上のほうに看板が立っていたりという掲出の仕方は一つの終わりではないかと思います。今までの時代はあれでよかった。けどもこれからは変わらなと思うのです。ですから、逆に楽しいと思います。新潟からも海外の大学に行き、まちの景観やデザインなど、若い人がいろいろと勉強をしている。私どものような看板屋でもみんなデザイン関係の総合マネジメントみたいな勉強をしていますので、やはりそれに合ったやり方がこれからどんどん起こると思います。過去のまちなみもちろん大事ですけども、これからのまちづくり、こんな駅前だったらいいなという、夢のある将来が私たちに課せられた課題ではないかと、個人的には思います。

(橋本委員)

新潟大学の橋本です。

私もデザインの立場から言いますと、広告を排除するというのを考えるのではなくて、建物にきちんとした形で広告が収まっていればいいのです。後付けのようにぼこぼこ増設をしていく、収まりのない広告が無秩序に広がる。これは街並みを汚していくような雰囲気に見えてくる。これは皆さん共通してイメージは湧くと思います。板面の大きさもだれに見せるのか、目的を持って作った広告というのは多分整然として見えるのですが、チラシみたいなものを遠くの見えないような屋上にあげるなど、デザイン要素が欠けてしまうと広告の乱雑感に大きく影響しているのではないかと思います。新しい駅舎については、広告をどう整理して並べるかというところも考えて環境整備をしてきてもらいたいと思っています。

(西村会長)

ありがとうございます。

公募委員の方たちはいかがですか。

(松浦委員)

公募委員の松浦です。

先ほどおっしゃったように、駅舎というところもやはり都市の顔になるわけで、それが周辺の景観をある意味、今、牽引している状況ではないかと思うのです、良くも悪くも。あの駅の大きい看板がバンバンバンと付いていけば、周りもうちらもやってもいいよねと思ってしまう。それが自然な人の気持ちだと思います。そこはやはり1度、どういうまちの顔にするのか、都市の顔にするのかということを、みんなで共有できると変わってくるのではないかと思います。もちろんJRも変わります。周りのところも変わります。今、現状の写真を拝見したところ、大きな看板を出しているのはわりと新潟の中では知られた名前の企業の方たちで、見識もおありだと思いますし、ビジョンをお話すれば伝わる経済界の方たちだと思います。ただ、そのビジョンを明確に示せるかどうか。この景観審議会がその役目を果たすのか分かりませんが、そういうところが必要なのではないかと思います。

(西村会長)

公募委員の本間さんはいかがですか。

(本間委員)

公募委員の本間です。

今お話を聞かせてもらったところで、賑わいも必要だし景観も必要だと思うのですが、それをどのように調和をとりながらつくっていくかというのは難しいところでもあるし、大切などころだと思うのです。それはこの場でどのように決めていくのか、私も初めてなので進

め方もよく分からないのですが、賑わいと景観というものの調和は大切だなと思いました。

(砂田委員)

砂田です。

東京駅などを見ると広告物はないのだろうと思うのですが。きれいな駅舎があって、それがプロジェクトマッピングなどに利用されたりして賑わっていて、とてもいいモデルなのではないかと思うのです。新潟駅の駅舎がどのようなデザインになるのか、その辺も分かりませんし、イメージが湧かないというのが実際です。タイムスケジュールもよく分かりませんので、その辺どのようにタイムスケジュールをとらえたらいいのか、ご説明いただけるとありがたいです。

(西村会長)

それでは、おおまかなスケジュールと駅舎のおおまかなデザインと、今これを議題に出されたというのは、高架化になって改めて新潟の駅の顔をどうするかという話を始めたいということだと思いますので、そういったご趣旨も説明してください。

(事務局)

都市政策部長の大勝です。少し大きな話にもなりますので、私のほうから説明させていただきます。

今日はまず始まりということで、あまり予見のない議論ができないところもあったかもしれませんが、皆様がいろいろなまちをご覧になったり、お仕事で関係している中でご意見をいただきたいということで、本当にさわりを触れさせていただきました。私どもこれについては今回が始まりのきっかけで、これから駅の広告物を含めてご議論できる場を作っていきたいと思っております。

今までのお話の中で大変貴重なご意見をいただきました。我々も屋外広告物の規制については、規制することが目的ではなく、これから新潟駅周辺を考えていくにあたって、どのようなまちづくりを目指すのか、その考え方をしっかり作ったうえで、そのために必要なものは何なのか。また、そういうものができてくれば、逆に派手なダサイ広告を出すこと自体が恥ずかしい。まさに先日見てきた松江はそういうデザインをすること自体が恥ずかしいということで、事業者の方々が自分たちのお店を考えて、まちにあった形にする。そこまでいけば素晴らしいまちになるなど実感しております。そのきっかけとして考えております。

スケジュールですが、今、駅前のデザインにつきましては、堀越グループさんという方のコンセプトが十数年前にプロポーザルコンペで選ばれて、基本構想、設計に入っております。しかしながら 15 年前の計画ですので、駅前のコンセプト、ただ単に交通の広場じゃなくて、そこに訪れる人たちが使える広場、開かれた広場をコンセプトにつくっておりますが、そこ

のデザインはコンセプトは変えずに時点修正をかけていく予定としております。具体的に変わってきているのが、最初の計画ではペDESTリアンデッキという2階レベルの橋が広場の上を通っておりましたけど、そういうものについてはなくなってくるデザインになっております。駅の前には、特に万代口のほうは新潟の歴史を感じられる、駅で物語を語れる広場にしたいということで、水、柳、堀、ガス灯、今あるバス停などの活用も含めてデザインされております。そういうものの考え方をご説明する場を設けて進めていきたいと思っております。

今日は駅にこだわることなく、景観という言葉を通じて皆様が普段感じてるものや、他都市などに行かれたときのものも含めてご意見を聞ければと考えております。

(番場委員)

先ほどデザインという観点で橋本先生がおっしゃっていたことに共感しましてお話しします。どこの都市だったのか覚えてはいないのですが、広告物を建物の外壁面に取り入れるようなデザインをした都市がございまして、設計者の方もいかにそのデザインを景観として取り入れ、建物のデザインとしても取り入れるようなデザインを考えたと思うのですが、そこのまちが、せっかく景観としての広告物を取り入れたにもかかわらず規制がなかったために、設計者の意図とは別にそのあとさらに壁にベタベタと広告物が貼られてしまって、景観が台無しになったというような事例を以前テレビか何かで見たことがあります。駅自体も含めて、周辺の建物も古くなっているビルを新しくする、再生するという案があるかと思しますので、駅だけじゃなくて、駅の景観それから周辺の景観も含めて、広告物とその景観が一致するような、新潟らしさみたいなものが出るような景観づくりを皆さんと考えて進められたらいいかなと思っております。

(池田委員)

商売柄、看板をやっていますが、これから観光、そういったターゲットの看板というのがどんどん面積を占めると思うのです。例えば企業のPRであったら電子看板でもいいわけです。あちこちにぺたぺた掲出ししないで、電子看板を常時ぼんぼんぼんと、スペースを決めて流す。広告看板に関してはそういうやり方もあるということです。

(薄田委員)

消費者協会の薄田です。

今、お話伺っていていろいろ感じているのですが、新潟市として新潟市をどのような市にしたいのかということが浮かび上がってこないのです。新潟市というところすぐ柳と堀、萬代橋と信濃川、そこら辺で落ち着いてしまって、新潟市がどうなりたいというのが全然見えてこない。景観についてもどうしていくのというのがなかなか見えてこない。新潟市が合

併するときに篠田市長さんが田園交響都市とおっしゃっていたのが、今はほとんど消えていて、新潟市がどこへ行くのか、辿り着くのかというのが見えない状況です。景観もどういったところへもっていくのかというのが私にはなかなか見えてこない。景観的に見たときに思うのは、色の統一や高さの調整などが入ってくると、ある程度まとまってくるのではないかと思います。それもいろいろ絡んできて難しいところがあるのではないかと。その規制も大事かと思えます。

(西村会長)

ありがとうございます。

ここの審議会がそういうことの一端を担うのかもしれないですね。イメージをみんなで話し合いながら、それを深掘りして具体化させるのがここの場なのかもしれないですね。それにしても市側から将来は多分、何か提案が投げ込まれるのだと思います。それが投げ込まれるときに議論できるように、皆さんそれぞれまちを歩いて感じることをとどめておくということになるのではないかと思います。

(中村委員)

中村です。

例えばNEXTの壁面は外側から見ると某社のシールのな広告が建物に貼られているのですけれども、あれが看板なのか内装として外側に見えるようにしたのか、それがよく分からないところがあります。全市的にも、かなり大きな面積で付いたりすると、果たしてそれでいいのだろうかと思うこともあります。まちの美しさとか、整えておきたいこととか、都市のあるべき姿をどう考えていくのかというのはとても重要で、品格というわけではないのですけれども、みんなが育てていきたいような思いというのをきちんと規制という形でするなり、また、行政が果たすべき役割とはどういうことかというのをきちんと考えて前に進んでいけたらいいと思います。

(西村会長)

ありがとうございます。

規制を緩めるところと規制を強めるところといろいろなことを考えながら、市全体をつくっていくということですよ。

そろそろ時間の関係があるので、これぐらいにしておいて、ミズベリングの報告をしていただいでよろしいでしょうか。今の議論で何か思い浮かんだら事務局にメールしてください。

それでは、ミズベリングのご報告をお願いします。

(事務局)

ミズベリングの信濃川やすらぎ堤の報告ということで、まちづくり推進課の中山から説明

させてもらいます。時間が少ないということですので、手短かに説明したいと思います。

まず、背景ですが、河川占用の規則の改訂に伴い、民間の事業者も河川区域に物を置いて営業ができるということになりました。それが平成23年の3月に法が変わりまして、全国の河川でそういったことができるようになったというところなんです。あわせて、国土交通省でもミズベリングプロジェクトということで、全国各地の水辺に関わる活動をどんどん繋げていきましょう、どんどん開放していきましょうというような動きがありました。それを受けまして、新潟市のやすらぎ堤においても、サンセットカフェですとか川祭りですとか、そういったイベントをこれまでやってきたという下地もありましたので、この取組に乗ってみようということで、平成26年にこの動きが始まったところです。

経緯になりますが、その条件として一つ、都市・地域再生等利用区域の指定を受けないとそれができず、その指定については地方公共団体から国に要望書をあげて指定を受けます。今回、やすらぎ堤の中でも一番イベントが多い、萬代橋から八千代橋の間の約18ヘクタールをその地域にすべく要望したところでもあります。

実施体制については、簡潔に言いますと、新潟市が区域全体の占用を受けまして、それを民間事業者にお貸しします。この民間事業者がトータルのマネジメントをして、自分の営利活動をやったりですとか、今ある事業、活動などと一緒に調整をしながらやっていくという流れで考えております。ただ、今年度が初年度だったのですが、いきなり募集して、果たして手を挙げてくれる企業がいるのか。そもそもやすらぎ堤はそういうところに適したところなのかが分からないという手探りな部分もあったので、今年度は試行期間ということで既存の活動を優先し、そこで使っていない場所や期間について、新潟市とこれまで使っていた方々と一緒にマネジメントしながら、新しく入っていただける方を募集しようということで進めさせてもらったのが今回のミズベリング信濃川やすらぎ堤ということになります。

店舗オープンまでの手順については省略させていただきますが、5月から始まって7月にオープンしたということで、かなり短期間でやらせてもらったところでもあります。

実施状況ですが、お手元にA3横のパンフレットを付けさせていただきました。出店した店舗数としましては11店舗。万代方面の右岸側に9店舗と古町方面の左岸側に2店舗出店しております。6月中旬くらいから出店しまして、長いところでは12月25日までということで今現在も、営業しているところです。内容としましては、営利活動といってもどうなるか分からない状況ですので、イベントですとかそういったものではなく、飲食関係が一番手っ取り早くお金を稼げるかな、ということもあったのか分かりませんが、オープンカフェですとかバーベキューなどがメインになっております。利用者数としましては7月、8月、9月

がメインの時期になりまして、合計で約3万人の方が利用されています。売り上げとしましては、7～9月の3か月間で7,400万円ほどの売り上げになっております。こちらは実施状況の写真になりますが、夜がメインなので見にくいのですが、この3枚が右岸側で、こちらが左岸側の状況になっています。夜になると多くの方が訪れ賑わいました。

効果としましては、売り上げと利用者数は予想以上によく、また歩行者通行量は、実施前と比べて、右岸側では約3倍、夕方のピーク時につきましては約4倍の利用者の増があったということです。左岸側につきましては、出店が2店舗でしたので、1割くらいの微増というところでしたが、背後にマンションがずらっと並んでおり、そこにお住まいの方からも利用いただいたため、水辺に出るきっかけの一つになったと感じます。

こちらは課題ということで挙げさせてもらいました。まず、利用者からはいい場所ができた。楽しめる場所ができて景色もいいし、いい場所ですねというご意見をいただいております。出店者の方からは、予想以上の売り上げと集客があったので、来年度も引き続きやりたいというお声をいただいております。しかし、その反面、苦情や要望ということで様々なご意見をいただいております。メインは騒音ですとか、ごみが散乱しているだとか、そういったところが多いのですが、一番は、やすらぎ堤の景観が損なわれると。屋台みたいなものがずらっと並んでましたので、中で飲んでいる方は楽しくていいのしょうけれども、少し離れてみると、ばらばらな店が並んでおり、かなり見苦しい部分もあったというご意見をいただいております。また、店舗の利用者ではない一般の方の散歩ですとか、そういった方からしますと、邪魔だからどかしてくれというようなお話も伺っております。

来年度もこの取組みを続けていきたいと考えています。一番の課題は、それこそ景観という部分なのではないかと思っております。今回試行期間ということで、好きな場所、好きな期間どうぞ出してくださいということで出店してもらいましたので、景観の議論は正直やっていないところです。募集の期間も2か月間で何とか出店していただいたということもありますので、なかなかそこまでの議論ができなかったところがあります。来年度につきましては、この景観という部分とこの一般の利用者と、どう共存を図っていくかというところをメインに議論して取り組んでいきたいなと思っております。今回、景観審議会でお時間いただき報告してもらいましたので、次年度に向けてアドバイスなどがあれば、いただきたいと思っております。

(西村会長)

時間が押していますけれども、何かアドバイスがあれば伺います。

(番場委員)

アドバイスというほどのものではないのですが、私もミズベリングは一市民として利用さ

せていただきました。初めてNSTの前まで夜に信濃川沿い、やすらぎ堤を歩きまして、夏場ですのでとても風が気持ちいいのです。夜景もとてもきれいで、その中で仕事終わりの一杯を飲むというのは、本当に楽しい時間を過ごすことができました。この企画は来年度も続けていただきたいという思いでおります。ただ、景観が損なわれるというのがあったのですが、やはり店舗がばらばらに配置されてましたので、歩くときにくねくね蛇行しながら歩くような形になりますので、どこにどのお店があるかというのも把握できないような状況ですし、歩道のジョギングコースですとか、散歩するような通路のところにまで車や店舗の物が置かれてたりということもありましたので、来年度はそういうところも整備しつつ、よい方向で続けていただけたらと思います。

(橋本委員)

やすらぎ堤は市民の顔となる、皆さんが一番大切にしている場所ですよ。ここに賑わいをつくるというのが一番、新潟としてもすごくいいポジションだと思います。ただ、無秩序にならないように、この店舗のコントロールをどなたかにディレクションをしっかりといただけると、もっと有効な場所になると思います。パリのセーヌ側あたりもきれいに開放して場をつくっていますけれども、やっぱりきれいな、要するにパーマネントでなくて仮設なものでも、ある程度気を使ったもので構成してもらいたいと思っています。以上です。

(近藤委員)

今、ご意見いただいた中で、整然ときれいにやっていったほうがいいというご意見がありました。私はかえって遊びの場なものですから、回る楽しみというのでしょうか、片意地を張るのではなくて、そういった感覚も多少は入れた中でいろいろ検討していかなければだめなのではないかと思っています。

(西村会長)

ありがとうございました。時間が押してしまってますみません。でも活発なご議論ありがとうございました。少し整理しますと、宿題が一点ありました。富山と金沢の駅前の規制について教えてほしいということで、次回以降の審議会で報告してください。資料を事前に配布するよというのも次回の審議会からお願いします。

たくさんのご意見をいただきありがとうございました。事務局にお返しします。

(司 会)

ありがとうございました。

時間が足りなくて、大変申し訳ございませんでした。これをもちまして、本日の議事等は全て終了となります。

新潟駅の屋外広告物のあり方につきましては、長期的に、長い視点で議論していきたいと

思っておりますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

それでは、これで第 27 回新潟市景観審議会を閉会といたします。